

平成30年度

介護保険サービス事業者等 集団指導 資料

訪問介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室

【目 次】

1	訪問介護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	人員基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3	設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
4	運営基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
5	共生型訪問介護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 8
6	加算及び減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 0
7	自主点検調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 8

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知

介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理 指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する 基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定基準留意事項

1 訪問介護とは

【訪問介護とは】

- 介護保険における訪問介護とは、居宅要介護者に対し、その居宅において行われる日常生活上の世話をいう。

この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第十九項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。	介護保険法第8条第2項
--	-------------

【サービス提供の場所】

- サービス提供場所は利用者の居宅が原則であるが、次の施設の居室においても訪問介護の提供が認められている。
 - ・ 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
 - ・ 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）
 - ・ 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）及び同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。	介護保険法施行規則第4条
--	--------------

- 「居宅」については社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、上記の施設を除き「居宅」には含まれない（したがって介護報酬の支払対象外となる）。

【Q】 ケア付き住宅、宅老所等と称しながらも、一室に多数の高齢者を収容し、或いは極めて狭い個室に高齢者を収容した上で、同一施設内や近隣に設置した指定訪問介護事業所等から居宅サービスを提供している事例があるが、このようなサービスの形態も介護保険の対象として認められるものなのか。
--

【A】

- 1 介護保険法においては、「訪問介護」を始めたとする居宅サービスは、「居宅」と「軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとされ、これらにおいて指定居宅サービスを受けた費用について保険給付が行われることとなる。
- 2 ここで省令で定める施設を居宅に含めている趣旨は、いわゆる施設に相当する場所に所在する要介護者等についても、居宅に準ずるものとして一定の水準にある施設に居住する場合

- には、通常の居宅と同様に保険給付の対象とすることを目的とするものである。
- 3 即ち、「居宅」の範囲については、特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、居宅に含まれる施設として省令で定められた軽費老人ホームと有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれないこととなる。

- 4 従って、いわゆるケア付き住宅等と設置者が称するものであっても、
 - ・ どのような生活空間か
 - ・ どのような者を対象としているか
 - ・ どのようにサービスが提供されているかなどといった観点も踏まえつつ総合的に判断して、「施設」としての実態を有していると認められる場合には、上述の省令で規定する施設に含まれないものである以上、介護保険という居宅サービスには当たらず、居宅介護サービス費の支払対象外となる。

介護保険最新情報 Vol.123(平成14年3月19日)

- 通院・外出介助については、居宅におけるサービスを含む一連のサービスとみなしうる必要があるため、居宅以外でのサービス行為をもって訪問介護費の算定はできない。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的の（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為をもって訪問介護として算定することはできない。	居宅算定基準留意事項
--	------------

【サービス提供を行う者】

- 以下の者が行うサービスが、指定訪問介護として介護報酬の対象となる。
 - ・ 介護福祉士
 - ・ 介護職員初任者研修課程修了者
 - ・ 介護職員基礎研修課程修了者
 - ・ 訪問介護員養成研修1級課程修了者
 - ・ 訪問介護員養成研修2級課程修了者 等

法第八条第二項及び（旧介護保険法）第八条の第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。 一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修当該都道府県知事 二 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）当該介護員養成研修事業者 介護保険法施行令第3条

【訪問介護の内容】

- 訪問介護の内容は以下のとおりである。
 - ・ 入浴、排せつ、食事等の介護
 - ・ 調理、洗濯、掃除等の家事（車身世帯又は同居家族等の障害・疾病等のため自ら行うことが困難であり、かつ日常生活に必要なもの）
 - ・ 生活等に関する相談及び助言
 - ・ その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話

法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要介護者の日常生活に必要なものとする。第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。	介護保険法施行規則第5条
---	--------------

【事業所指定の単位】

- 事業所指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに受ける必要がある。
- 例外的な位置付けである出張所（サテライト事業所）設置が認められるかどうかは、個別判断となる。

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であつて、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができるとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。 ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急速代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。	基準解釈通知
---	--------

2 人員基準

【概要】

職種名	資格要件	配置要件
管理者 特になし		・常勤職員であること。 ※管理者の業務に支障がない場合は、当該訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない。
サービス提供者 責任者	・介護福祉士 ・看護師等の資格を有する者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者等 ・介護職員初任者研修課程修了者※ ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 ※ ※3年以上かつ540日以上介護等の業務に従事したもの ※平成30年4月1日以降サービス提供責任者の任用要件に該当しない。（平成30年3月31日時点でサービス提供責任者として従事している者に限り、1年間の経過措置が設けられている。）	・常勤・専従であること。（当該訪問介護事業所の管理者とは兼務可。） ・指定訪問介護の職務に従事する者の中から選任すること。 ・利用者が40又はその端数を増すごとに1人以上の人数を確保すること。 ※一定の要件を満たす事業所については利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上の人数とすることができる。
訪問介護員等	・介護福祉士 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・看護師等の資格を有する者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・生活援助従事者研修修了者※ 等	・事業所ごとに、 <u>常勤換算数で2.5以上の数</u> が確保されること。 ※訪問介護員等には、サービス提供責任者を含む。 ※生活援助従事者研修修了者は、生活援助中心型サービスのみ従事可能。 ※ <u>常勤換算方法</u> ※ 従業者の1週間の総延べ勤務時間数から当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数を割った数

【サービス提供責任者（非常勤）配置基準】

- ① 事業所ごとに、訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち利用者の数に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- ② 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。
- ③ 居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする。
- ④ 非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数の2分の1に達していること。

○ 「専ら従事する」とは？

原則として、 サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう
＊ この場合のサービスの提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

【サービス提供責任者の配置基準】

- サービス提供責任者の配置基準は、常勤職員を基本とするが、利用者の数に応じて一定程度の非常勤職員の配置を可能とする。

①	利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならぬこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。 なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1人のサービスの提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。 イ 管理者がサービスの提供責任者を兼務することは差し支えないこと。 ロ 利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。 ハ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。 ② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。 なお、サービスの提供責任者として配置することができている非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者でなければならぬ。 イ 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービスの提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上とする。 ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービスの提供責任者を配置するものとする。 a 利用者の数が40人超200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービスの提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上 b 利用者の数が200人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービスの提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上 従って、具体例を示すと別表1に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービスの提供責任者数以上の常勤のサービスの提供責任者を配置するものとする。 ③ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービスの提供責任者であって、原則として常勤のものから専任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。 イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。 ロ イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの実業所における常勤要件を満たすものであること。
---	--

基準解訳通知

利用者の数 （前3月の平均値）	常勤換算方法としない場合 に必要なサービスピ 責任者（ア）	常勤換算方法を採用する 事業所で必要となる 常勤 のサービスピ提供責任者 （イ）
40人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
160人超200人以下	5	4
200人超240人以下	6	4
240人超280人以下	7	5
280人超320人以下	8	6
320人超360人以下	9	6
360人超400人以下	10	7
400人超440人以下	11	8
440人超480人以下	12	8
480人超520人以下	13	9
520人超560人以下	14	10
560人超600人以下	15	10
600人超640人以下	16	11

～具体的な計算例～

（例1）利用者の数（前3月の平均値）が5人の事業所の場合

■【Ⅰ】常勤換算方法を採用しない事業所で必要となるサービスピ提供責任者数

「利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」なので、常勤のサービスピ提供責任者が2人必要。（別表1の（ア）の員数）

■【Ⅱ】常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービスピ提供責任者数

① 常勤換算方法により必要となるサービスピ提供責任者の員数は、「利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上」なので

$$= 55 \div 40 = 1.375 \cdots \approx 1.4$$

② ①のうち、常勤のサービスピ提供責任者の必要員数は、「常勤換算方法としない場合に必要となるサービスピ提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上」なので、

$$= \text{【Ⅰ】} - 1 = 2 - 1 = 1 \text{人} \quad (\text{別表1の（イ）の員数})$$

③ 非常勤のサービスピ提供責任者の必要員数は

$$= \text{①} - \text{②} = 1.4 - 1 = 0.4$$

ただし、非常勤のサービスピ提供責任者は、常勤換算方法で必ず0.5以上となるため、配置すべき最低員数は、常勤のサービスピ提供責任者が1人、非常勤のサービスピ提供責任者が常勤換算方法で0.5以上となる。

（例2）利用者の数（前3月の平均値）が266人の事業所の場合

■【Ⅰ】常勤換算方法を採用しない事業所で必要となるサービスピ提供責任者数

「利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」なので、常勤のサービスピ提供責任者が7人必要。（別表1の（ア）の員数）

■【Ⅱ】常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービスピ提供責任者数

① 常勤換算方法により必要となるサービスピ提供責任者の員数は、「利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上」なので

$$= 266 \div 40 = 6.65 \cdots \approx 6.7$$

② ①のうち常勤のサービスピ提供責任者の必要員数は、利用者の数が200人超の事業所の場合は、「常勤換算方法としない場合に必要となるサービスピ提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上」なので、

$$= \text{【Ⅰ】} \times 2 / 3 = 7 \times 2 / 3 = 4.66 \cdots \approx 5 \text{人} \quad (\text{別表1の（イ）の員数})$$

③ 非常勤のサービスピ提供責任者の必要員数は

$$= \text{①} - \text{②} = 6.7 - 5 = 1.7$$

よって、配置すべき最低員数は、常勤のサービスピ提供責任者が5人、非常勤のサービスピ提供責任者が常勤換算方法で1.7となる。この場合、非常勤のサービスピ提供責任者の必要員数1.7を満たすには、非常勤のサービスピ提供責任者は常勤換算で0.5以上の者でなければならぬことを踏まえ、例えば、常勤換算0.5の職員を4人配置する、常勤換算0.8の職員と常勤換算0.9の職員の2人を配置するなど、どのような配置方法でも良く、その実人数は問わないものとする。

3 設備基準

【概要】

種 別	内 容
専用の事務室及び区画	・ 事業運営に必要な面積を有すること。 ・ 専用に望ましいが、間仕切り等で明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない（区分がされていなくても業務に支障がないときは指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる）。 ・ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。
設備・備品等	・ 指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 ・ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

4 運営基準

【概要】

○ 重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならない。 居宅基準第 8 条

介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること

～重要事項説明書に記載すべき事項～

- ① 運営規程の概要
- ② 訪問介護員等の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制等
- ⑤ その他（利用申込者がサービスを選択するために必要な事項）

○ 正当な理由なくサービス提供を拒否してはならない。 居宅基準第 9 条

正当な理由なくサービス提供を拒否してはならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由に拒否してはならない。
～正当な理由の例～

- ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合

○ ケアプランに沿ったサービスを提供しなければならない。 居宅基準第 16 条

～有料老人ホーム等の入居者に対して行う訪問介護に関する留意点～

訪問介護サービスは、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、訪問介護員が利用者に原則 1 対 1 でサービス提供を行わなければならない。住宅型有料老人ホーム等に併設された訪問介護事業所のスタッフが、有料老人ホームのスタッフと兼務している場合は、次の点に留意する必要がある。

- ・ 有料老人ホームのスタッフとしての業務時間と訪問介護事業所の訪問介護員としての業務時間が明確に区分されているか。
- ・ 介護保険サービスと介護保険外サービスが明確に区分されているか。
- ・ 利用者のサービス選択に関して、併設事業所以外の情報が提供されているか。
- ・ 併設事業所の居宅介護支援事業所や訪問介護事業所等の選択を強要していないか。
- ・ 利用者本位ではなく事業所都合のサービス提供（ケアプランと異なる内容や時間帯のサービス提供）が行われていないか。
- ・ 利用者にとって過剰又は不必要なサービスの位置づけがなされていないか。
- ・ 1 対複数の施設的なサービス提供になっていないか。

○ サービス提供時には、身分証明書を携帯しなければならない。 居宅基準第 18 条

身分を明らかにする証書や名札等を携帯し、利用者又はその家族から求められたときはこれを提示しなければならない。この証書等には、当該事業所の名称、当該訪問介護員の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

○ サービス提供等の記録を行わなければならない。 居宅基準第 19 条

提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。

訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携を図るため、利用者に対してその情報を提供しなければならない。

～提供した具体的なサービスの内容の記録の重要性～

基準上「提供した具体的なサービスの内容」「利用者の心身の状況」「その他必要な事項」を記録することとされており、これらも含めて記録すること（単にあらかじめ用意した分類項目にチェックするだけの記録のみでは不適當）。趣旨は次のとおり。

（１）利用者に対するサービスの質の向上に繋がることと提供しているサービスが利用者の課題解決につながっているか、自立支援のために真に必要なサービスであるかどうか等を、訪問介護計画を作成するサービス提供責任者が把握できるような記録とすることにより、利用者に対するサービスの質の向上に繋がること。

（２）サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要資料であることと事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任がある。このための証拠として、提供した具体的なサービスの内容の記録が重要となる。

○ 適正に利用料等を受領しなければならない。 居宅基準第 20 条

- ① 利用者負担として、利用料（介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）の支払を受けなければならない。
- ② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようしなければならない。また、保険外サービスについては、介護保険の訪問介護とは明確に区分する必要がある。
- ③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外で行う場合の交通費（移動に要する実費。積算の起点は「通常の実施地域を超えた地点から」。）の支払を受けることができる。交通費の支払を受けるためには、運営規程に金額を明記し、重要事項を説明する際に利用者又はその家族に対して具体的に説明し、同意を得ておかなければならない。

同条第 2 項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

居宅基準解釈通知

～介護保険給付対象外のサービスについて～

保険給付対象とならないサービスを行う場合、保険給付対象となるサービスとの棲み分けを明確にして実施すること。（外部の者等から見れば、指定訪問介護では算定できないサービスを不正に介護報酬請求しているのではないかといった疑念が生じやすい。）

なお、本来、保険給付対象サービスであるにもかかわらず、支給限度額を超過するためなどといった理由で保険外事業として介護報酬の基準額より著しく低い利用料でサービスを行うことは不適切である。

○ サービス提供証明書の交付 居宅基準第 21 条

法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

○ 領収証を交付しなければならない。 介護保険法第 41 条第 8 項

利用者から指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用の支払いを受けた場合には、利用者に対して利用回数、費用区分等を明確にした領収書を交付しなければならない。

～領収証の取扱い～

- ・ 口座引き落としの場合にも必要。
 - ・ 利用料が医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収書を発行する必要がある。
- 「介護保険制度下の居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 25 日厚生労働省老健局総務課事務連絡）
参照介護保険最新情報 Vol.307(平成 25 年 1 月 25 日)

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

介護保険法第 41 条第 8 項

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

介護保険法施行規則第 65 条

○ 訪問介護計画を作成しなければならぬ。 居宅基準第 24 条

・サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、次の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならぬ。

・ 指定訪問介護計画の目標 利用者の状況を把握・分析して、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や目標を明確にすること。

・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容 具体的なサービスの内容：担当訪問介護員の氏名、サービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。

・訪問介護計画の作成に当たっては、下記①～④に留意する必要がある。なお、訪問介護計画の変更についても、同様に①～④を実施すること。

① 訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

② サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

③ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際は、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

④ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行うこと。

【Q】訪問介護計画に位置づけられる具体的なサービス内容とは何を指すか。

【A】訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）を参照されたい。

なお、同通知の別紙1の1-0（サービス準備・記録等）及び2-0（サービス準備等）の時間は、所要時間に含まれるものである。

【Q】利用者の当日の状況が変化した場合であっても、所要時間の変更は、計画に位置づけられた時間であるため、変更はできないのか。

【A】例えば、訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、当日の利用者の状態変化により、清拭を提供した場合や訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、全身浴に加えて排泄介助を行った場合等において、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を 図り、介護支援専門員が必要と認める（事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合は含む。）範囲において、所要時間の変更は可能である。

なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、必要な変更を行うこと。

平成 21 年 4 月改定関係 Q&A（Vol.69）

○ 同居親族に対してサービス提供をさせなければならない。 居宅基準第 25 条

～訪問介護員の別居の親族に対するサービス提供～

別居親族に対するサービス提供は禁止されていないものの、ホームヘルパーとしての業務と親族としての介護との区別が曖昧になるおそれがあり、望ましくない。

○ 緊急時等の対応 居宅基準第 27 条

訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供をおこなっているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

○ 事故発生時の対応 居宅基準第 37 条

① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

③ 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○ 管理者等は、定められた責務を果たさなければならない。 居宅基準第 28 条

① 管理者の責務

・ 従業者及び業務の一元的管理

・ 従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令

② サービス提供責任者の責務

・ 訪問介護計画の作成

・ 利用申込みに係る調整

・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握

・ 居宅介護支援事業者等への訪問介護の提供より把握した情報提供

・ サービス担当者会議への出席等による居宅介護支援事業者等との連携

・ 訪問介護員等に対する具体的な援助目標・援助内容の指示、利用者の状況についての情報の伝達

・ 訪問介護員等の業務の実施状況の把握

・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理の実施

・ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施

・ その他サービス内容の管理に関する必要な業務の実施

～管理者としての職責～

・ 管理者は、事業所の責任者として、従業者及び業務の一元的な管理を行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令をすることとされている。

・ また、管理者は、事業者の指定・更新・取消等における欠格事由・取消事由に該当するかどうかが問題となる「役員等」の中に含まれる重要な職権である。

・ 県内でも、訪問介護事業所の指定取消やヘルパーによる利用者宅での窃盗事件など、指定事業所としてその管理責任が問われる問題が生じている。

・ したがって管理者は、自ら不正等に関与しないことは当然であるが、事業所において基準違反・不適正請求がないかのチェック体制の整備、従業者に対する職業倫理・資質向上のための研修等の実施など適正な事業運営が図られるよう管理者としての職責を果たす必要がある。

○ 介護等のうち特定の援助に偏してはならない。居宅基準第 29 条の 2

事業者は、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。（通院等乗降介助を行う事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。）
また、事業所により提供しているサービス内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等乗降介助に限定されたりしてはならない。

「通院等のための乗車又は降車の介助」は、身体介護の一部を構成するものである。したがって、基準第 4 条及び第 2 9 条の 2 に照らして、当該サービス行為に偏ってサービスを提供することは基準違反となり、都道府県知事の指導等の対象となるものである。

したがって、都道府県は、実態において、基準第 4 条及び第 2 9 条の 2 に照らして特定のサービス行為に偏っていないか、サービス担当者会議に参加しているかどうか、他のサービス事業者と十分に連携しているか等について十分に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

「『通院等のための乗車又は降車の介助』の適正な実施について」（平成 15 年 3 月 19 日老振発第 0319002 号）参照

○ 勤務体制を定め、事業所の訪問介護員等によりサービスを提供しなければならない。

居宅基準第 30 条の 2

① 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。
～勤務表に記載すべき事項～

- ・当該従業員の職種
- ・勤務時間数
- ・常勤・非常勤の別
- ・職務の内容
- ・業務の状況（別事業所の業務も含む）

② 雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等によりサービスを提供すること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則第 1 条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならないことに留意すること。

○ 指定訪問介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。居宅基準第 32 条

指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

○ 秘密保持、利用者又は家族の個人情報を用いる場合の同意。居宅基準第 33 条

- ① 指定訪問介護事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ③ 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

○ 苦情処理の体制を整備し、適切に対応しなければならない。居宅基準第 36 条

- ① 苦情処理の体制を整備しておかなければならない。
- ② 苦情を受け付けた際は、その内容を記録しなければならない。
- ③ 苦情に関し、市町村や国保連が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改善を行わなければならない。
- なお、苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。また、以下を利用者又はその家族に周知すること。

○ 会計の区分をしなければならない。居宅基準第 38 条

事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

具体的な会計処理方法等については、以下の通知を参照すること。

※指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
(平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号)

※介護保険の給付対象事業における会計の区分について
(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号)

○ 記録を整備しなければならない。居宅基準第 39 条

次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

① 訪問介護計画

② 第 1 9 条 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

③ 第 2 6 条に規定する市町村への通知に係る記録

④ 第 3 6 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

⑤ 第 3 7 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※保存期間については、和歌山県の条例による。

5 共生型訪問介護について

○ 共生型訪問介護に関する基準【抜粋】

共生型訪問介護は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第 29 条第 2 項に規定する障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が、要介護者に対して提供する指定訪問介護をいうものであり、共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- (1) 従業員（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者（居宅基準第 39 条の 2 第 1 号、第 39 条の 3）

① 従業員（ホームヘルパー）

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下この 4 において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業員は、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を合せて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

② サービス提供責任者

共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40 又はその端数を増すごとに 1 人以上とする。

この場合において、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。なお、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

③ 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の一の 1 の（3）を参照されたいこと。

なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

（2）設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

（3）指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（居宅基準第 39 条の 2 第 2 号）

（4）運営等に関する基準（居宅基準第 39 条の 3）

居宅基準第 39 条の 3 の規定により、居宅基準第 4 条及び第 2 章第 4 節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 を参照されたいこと。

（5）その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

- ・デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの

- ・法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの

- ・障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているものについても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。

なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けようか判断することとなる。

6 加算及び減算について

【概要】

身体介護（2）～（4）に引き継ぎ生活援助を行った場合	身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間 2 0 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（所要時間 2 0 分未満の身体介護中心型を算定する場合を除く。）は、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心ある指定訪問介護の所要時間が 2 0 分から計算して 2 5 分を増すごとに 66 単位（198 単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。
所要時間が 20 分から超算して 25 分を増すごとに＋66 単位（198 単位を限度）	介護職員初任者研修課程修了者又は訪問介護員養成研修 2 級課程修了者である訪問介護員をサービス提供責任者として配置している場合は、平成 31 年 3 月 31 日までの間、所定単位数の 70％を算定する。 ※看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、本減算の適用対象者とはならない。
共生型居宅サービス	共生型居宅サービス（指定居宅サービス基準第 2 条第 7 号に規定する共生型居宅サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所（以下この注において「共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所」という。）において、居宅介護従業者基準第 1 条第 4 号、第 9 号、第 14 号又は第 19 号から第 22 号までに規定する者が共生型訪問介護（指定居宅サービス基準第 39 条の 2 に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスをを行う指定居宅介護に相当する単位数を算定し、共生型訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定する。
事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを提供する場合、所定単位数の 90％を算定する。	① 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の 90％を算定する。 ② ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合の利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の 85％を算定する。 ③ 事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（①に該当する以外のもの）に居住する利用者にサービス提供する場合、所定単位数の 90％を算定する。

2人の訪問介護員等による場合 所定 単位数の 200/100	2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に算定する。 ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合（例：体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合） ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合（例：エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合）
夜間・早朝の場合又は深夜の場合 早朝・夜間：＋25/100 深夜：＋50/100	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護の開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定する 早朝（6:00～8:00） 夜間（18:00～22:00） 深夜（22:00～6:00）
特定事業所加算 I：＋20/100 II：＋10/100 III：＋10/100 IV：＋5/100	以下の基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ている事業所が指定訪問介護を行った場合に算定できる。 体制要件＋人材要件＋重度対応要件 → 特定事業所加算（I） 体制要件＋人材要件 → 特定事業所加算（II） 体制要件 → 特定事業所加算（III） 体制要件＋人材要件＋重度対応要件 → 特定事業所加算（IV） ※特定事業所加算（IV）に関しては特定事業所加算（I）から（III）の体制要件、人材要件及び重度対応要件と基準が異なるため注意
特別地域訪問介護加算 ＋15/100	「厚生労働大臣が定める地域」に所在する、指定訪問介護事業所又はサテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に算定する。 ※特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外。
中山間地域等における小規模事業所加算 ＋10/100	以下の（I）及び（2）の要件に該当する場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。 （1）事業所が「厚生労働大臣が定める地域」に所在すること（特別地域加算の対象地域を除く）。 （2）延訪問回数が200回以下/月（介護予防訪問介護は利用者が5人以下/月の事業所であること）。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ＋5/100	「厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合は、1回につき所定単位の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ⇒「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規定に定める「通常の事業の実施地域」この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。

緊急時訪問介護加算 ＋100 単位	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたとときに、サービス提供責任者又はその他の他の訪問介護員等が居宅サービス計画において計画的に訪問することになってない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する（以下の①～⑥の要件を満たすこと）。 ⇒①利用者又はその家族の要請から24時間以内に行った場合。 ②1回の要請につき1回を限度 ③介護支援専門員とサービス提供責任者の連携により、介護支援専門員が必要と判断した場合 ④加算対象となる訪問介護の所要時間は、介護支援専門員が判断 ⑤時間間隔≦概ね2時間、20分未満の身体介護の算定要件の規定はこの加算を算定する場合、適用されない。 ⑥要請のあった時間、要請の内容、提供時刻、当加算の対象である旨を記録すること。
-----------------------------	---

初回加算 1月につき+200 単位	指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位を加算する。
生活機能向上連携加算 ①+100 単位 ②+200 単位	① サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が所在しないものに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。 ② 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が所在しないものに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた月の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、①を算定している場合に別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問介護を行った場合に算定できる。 ※(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、平成33年3月31日までの間、(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間算定できる。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ):各種加算減算を加えて算定した単位数の137/1000 (Ⅱ):各種加算減算を加えて算定した単位数の100/1000 (Ⅲ):各種加算減算を加えて算定した単位数の55/1000 (Ⅳ):(Ⅲ)の90% (Ⅴ):(Ⅲ)の80%	

【介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者の配置減算】

- 介護職員初任者研修課程修了者又は訪問介護員養成研修2級課程修了者である訪問介護員をサービス提供責任者として配置している場合は、所定単位数の70%を算定する。

① 平成30年4月1日以降、介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程、1級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。以下同じ。）は、サービス提供責任者の任用要件に該当しなくなるところ、平成30年3月31日時点で指定訪問介護事業所においてサービス提供責任者として従事している場合に限り、1年間は引き続き従事することができるところとする経過措置を設けているが、介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る訪問介護費は減算することとされているところであり、当該者を配置する指定訪問介護事業所は、経過措置期間中にこれらの者に十分な機会を与え、介護福祉士等の資格取得をさせなければならないこと。 ② 本減算は、1月間（暦月）で1日以上、介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置している事業所について、当該月の翌月に提供された全ての指定訪問介護に適用となること。ただし、当該サービス提供責任者が月の途中に介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む。）又は実務者研修を修了（金カリキュラムを修了している場合、必ずしも修了証明書の交付を求めない。）した者（以下この②において介護福祉士等という。）となった場合については、翌月から減算は適用されないこと。また、配置時点で介護福祉士等である者についても、本減算の適用対象者とはならないこと。	居宅算定基準留意事項
--	------------

【事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問介護減算】

- ① 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物若しくは訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の90%を算定する。（②に該当する場合を除く）
- ② 上記①に該当する場合に、事業所における1月当たりの利用者が50人以上居住する利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の85%を算定する。
- ③ 事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、所定単位の90%を算定する。

（注）Q&A等について改定版がない部分については、従来のものを使用しているため、読み替え等を行うこと。

○指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱い ①同一敷地内建物等の定義 「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建築物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること ②同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の定義 イ「当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するものの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てられるものとする。また、当該指定訪問介護事業所が、第一号訪問事業(指定入浴介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。 ③ 当該減算は、指定訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。 (同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例) ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 ④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問介護事業所の指定訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。 ⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業者の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。 ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。	居宅算定基準留意事項
---	-------------------

【Q】月の途中に、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。 【A】集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。 月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬(日割り計算が行われる場合は日割り後の額)について減算の対象となる。 なお、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、(介護予防)小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。 ※ 平成24年度報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)訪問系サービス関係共通事項の問1は削除する。 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) 【Q】集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にどのような範囲を想定しているのか。 【A】集合住宅減算は、訪問系サービス(居宅療養管理指導を除く)について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力(移動時間)が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。 従来の仕組みでは、事業所と集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。)が一体的な建築物に限り減算対象としていたことがあった。 今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とするものとする。 このようにことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。 ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの(例えば、UR(独立行政法人都市再生機構)などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地) ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)) 【Q】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するものの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。 【A】算定月の実績で判断することとなる。 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)	
---	--

【Q】「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

【A】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

【A】サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

自主点検調査（訪問介護）

実施指導自主点検調査（訪問介護）

事業所名		記入日 平成 年 月 日		記入担当者名	
指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	当日確認書類	
人員	管理者	はい ・ いいえ	業務の場合の職務内容	勤務体制表、勤務記録	
	サービス提供責任者	はい ・ いいえ	サービス提供責任者の配置数 上記のうち、常勤のサービス提供責任者の配置数	人 人	
	訪問介護員等	はい ・ いいえ	利用者数	人	
	設備	はい ・ いいえ	常勤職員方法での員数 相談スペースはプライバシー保護に配慮した構造となっているか。	人 いる ・ いらない	
設備	備品	はい ・ いいえ	手洗消毒等に関する備品等	備品を記載	
	サービス提供に係る説明及び同意	はい ・ いいえ	重要事項説明書の箇所数	箇所 あり ・ なし あり ・ なし あり ・ なし あり ・ なし あり ・ なし	
	提供拒否の禁止	はい ・ いいえ	契約書に利用者の押印があるか	あり ・ なし	
	提供拒否時の対応	はい ・ いいえ	提供拒否時の理由	提供拒否方法を記載	
運営	受給資格確認	はい ・ いいえ	他の事業者への紹介方法	紹介に關する記録等	
	要介護認定申請援助	はい ・ いいえ	確認内容の記録先	確認内容の記録	
	心身の状況等の把握	はい ・ いいえ	サービス担当者会議の参加状況	利用者の状態把握に關する記録	
		1. ほとんどの利用について実施 2. 一部の利用について実施 3. ほとんど実施されていない			

自主点検調査（訪問介護）

指定基準	基準の内容（指導項目）	通 否	確認事項	当日確認事項
運営	身分証の携行	はい ・ いいえ		身分証を証する書類
	サービスの提供記録	はい ・ いいえ		訪問介護記録
	利用料の受領	はい ・ いいえ		サービス提供票、別紙、領収書
	証明書の交付	はい ・ いいえ		サービス提供証明書、別紙、領収書、車検運行記録等
	訪問介護計画の作成	はい ・ いいえ		訪問介護計画書
	訪問介護計画の作成	はい ・ いいえ		訪問介護計画書
	訪問介護計画の作成	はい ・ いいえ		訪問介護計画書
	訪問介護計画の作成	はい ・ いいえ		訪問介護計画書
	訪問介護計画の作成	はい ・ いいえ		訪問介護計画書
	訪問介護計画の作成	はい ・ いいえ		訪問介護計画書
運営	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程

自主点検調査（訪問介護）

指定基準	基準の内容（指導項目）	通 否	確認事項	当日確認事項
運営	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
運営	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程
	運営規程	はい ・ いいえ		運営規程

自主点検調査(訪問介護)

指定基準	基準の内容(指導項目)	満 否	確認事項	当日確認事項
介護サービス情報の公表制度	介護サービス情報の公表制度において、毎年報告の更新を行っているか。(対象事業所のみ)	はい ・ いいえ		公表中画面のコードー

自主点検調査(訪問介護)

指定基準	基準の内容(指導項目)	満 否	確認事項	当日確認事項
介護報酬	介護報酬の算定			
	利用者の自立生活支援に結びつかない事なる見守りや声かけを身体介護で請求しているか。	はい ・ いいえ		
	褥瘡などの外出生でのみの付き添い介護について訪問介護として請求していないか。	はい ・ いいえ		
	病院から病院への移動など、患者を担架又は寝擔などにより外出付き添い介護について訪問介護として請求していないか。	はい ・ いいえ		
	利用者の困は困に即する外出の付き添いについて訪問介護として請求していないか。	はい ・ いいえ		
	家族のための援助行為や、日常生活の援助に該当しない行為について生活援助で請求していないか。	はい ・ いいえ		
	利用者が医療機関の受診時により生活で必要となる介護行為について訪問介護として請求していないか。	はい ・ いいえ		
	利用者の事情で障害サービス計画に位置づけられサービスを提供できなかった場合、必要とするサービス上のニーズを請求していないか。	はい ・ いいえ		
介護給付費用明細書 サービス提供状況表 患者サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録				

[illegible]

指定基準	基準の内容(指導項目)	満足	確認事項	当日確認書類
介護報酬の算定	介護報酬の算定		頻回で算定する利用者には係る1月あたりの訪問介護計画は、介護報酬の算定に必要かつ介護報酬(Ⅰ)Ⅷ訪問介護サービスを行わない場合の範囲内か。	はい・いいえ
			当該サービス提供が、「頻回の訪問」にあたるかを府老サービス介護課において、明確に位置付けられているか。	はい・いいえ
			排他原則、体位交換、褥瘡予防、身体移動などの介護行為が、介護報酬の算定に必要となる範囲内の身体介護であるか。	はい・いいえ
			20分未満の身体介護を中心とした介護を必要とする場合、原則として引き続き生活援助を行っていないか。	はい・いいえ
加算	2人の訪問介護加算	あり・なし	当該訪問介護について利用者が、介護報酬の算定に利用する身体介護の回数が、利用者の身体介護理由や要介護行為により、1人の訪問介護員等による介護と認認められる場合であるか。	介護給付算明書表 サービス提供状況、別添 居宅介護計画、介護記録 サービス提供の記録
	早朝・夜間・深夜加算	あり・なし	所定サービス計画又は訪問介護計画より、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯である。当該時間帯に訪問介護を受けたか。(夜間:18時～22時、早朝:夜、22時～5時、午前5時～8時)	介護給付算明書表 サービス提供状況、別添 居宅サービス計画 訪問介護計画、介護記録 サービス提供の記録
	特定事業所加算<(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)共通>	あり・なし	特定事業所加算の届出をしているか。	はい・いいえ

自主点検調査(訪問介護)

特定基準	基準の内容(特導項目)	適否	確認事項	当日確認事項
介護報酬 加算		あり・なし	①全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等名簿に研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。	はい・いいえ
			②利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の特定又は当該事業所に係る利用者の状況に関する情報を目的として当該事業所が定期的にその開催状況の概要について記録しているか。	
			③サービス提供者は専任職員、利用者と担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文章等の書面などによって伝達し、当該伝達を受けた後は各訪問介護員等から確認報告を受けているか。	

自主点検調査(訪問介護)

特定基準	基準の内容(特導項目)	適否	確認事項	当日確認事項
介護報酬 加算	特定事業所加算(Ⅰ)	あり・なし	④全ての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的(少なくとも1年1回以内)に1回に実施しているか。	はい・いいえ
			⑤緊急時等における対応方法が定められており、訪問介護員等が研修計画に従って研修を受ける機会が確保されているか。	
			⑥訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の割合が30%以上であり、かつ、研修修了者、介護職員基礎研修修了者及びヘルパーの割合が50%以上であるか。	
			⑦事業所におけるサービス提供責任者のうち以上の業務経験年数(又は年数に相当する業務経験年数)を有する実務経験修了者、介護職員基礎研修修了者及びヘルパーの割合が50%以上であるか。	
			⑧介護員又は専任員が担当する目的項目に該当する利用者の総数のうち、専任員4名以上である者、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者、心の吸引等のケアを必要とする者(目的項目が20%以上であるか。	

自主点検調査(訪問介護)

特定基準 介護報酬 加算	基準の内容(付帯項目)	適否	確認事項	当日確認書類
介護報酬 加算	特定事業所加算(Ⅱ)	あり・なし	特定事業所加算(Ⅰ)の①～⑤のすべてに適合し、かつ⑥又は⑦のいずれかに適合しているか。	同上
	特定事業所加算(Ⅲ)	あり・なし	特定事業所加算(Ⅰ)の①～⑤と⑧のすべてに適合しているか。	同上
	特定事業所加算(Ⅳ)	あり・なし	特定事業所加算(Ⅰ)の②～⑤のすべてに適合しているか。 サービス提供責任者全員のサービス提供責任者業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修を実施または実施を予定しているか。 人員配置を向上させる常勤の介護職員が1人当たり1名以上いるか。(1)且、基準に基づき認定されていることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所に属するか。	同上
緊急時訪問介護加算		あり・なし	前年度又は前3月間における前所定標準の要介護3以上の利用者(要介護2以上の利用者)の割合が60%以上であるか。	介護給付量明細書 サービス提供費、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
			原則として、サービス提供責任者が事前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携をとり、当該介護支援専門員が、緊急時訪問介護の提供を必要とする必要があると判断したか。	
			緊急時訪問介護を行った場合は、要請があった時間、要請内容、当該訪問介護の提供時刻、緊急時訪問介護の加算算定回数である旨について記録しているか。	

自主点検調査(訪問介護)

特定基準 介護報酬 加算	基準の内容(付帯項目)	適否	確認事項	当日確認書類
介護報酬 加算	初回加算	あり・なし	利用者が過去2月間(前月にない)当該事業所から訪問介護を受けた回数に達しているか。	はい・いいえ
			サービス提供責任者が初回サービス提供責任者が行った日は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は当該事業所の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合にサービス提供責任者が同行した場合、サービス提供責任者が同行の場合、サービス提供責任者が同行しているか、また、サービス提供責任者が同行の属する月に訪問した量を記録しているか。	はい・いいえ
			サービス提供責任者が訪問した又は通所リハビリ中心等の研修施設等の上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づき所定訪問介護を行ったか。	はい・いいえ
生活機能向上連絡加算【Ⅰ】		あり・なし	本加算は、初回の当該施設や訪問介護が行われた日の属する月に所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ
			訪問又は通所リハビリ中心等の事業所等の施設等においてサービス提供責任者がサービス提供責任者として所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ
			訪問又は通所リハビリ中心等の事業所等の施設等においてサービス提供責任者がサービス提供責任者として所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ
生活機能向上連絡加算【Ⅱ】		あり・なし	訪問又は通所リハビリ中心等の事業所等の施設等においてサービス提供責任者がサービス提供責任者として所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ
			訪問又は通所リハビリ中心等の事業所等の施設等においてサービス提供責任者がサービス提供責任者として所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ
			訪問又は通所リハビリ中心等の事業所等の施設等においてサービス提供責任者がサービス提供責任者として所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ

自主点検調査(訪問介護)

介護報酬 加算	特定基準	基準の内容等(特等項目)	適否	確認事項	当日確認事項
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	あり・なし	(1)下記の全ての条件を満たしているか。(キャリアパス要件Ⅰ) ア 介護職員の任用の際における職位、職名又は職務内容等に関する任用等の要件(介護職員に必要に照するものを言む。)を定めている。 イ アに掲げる職位、職名又は職務内容等に応じた賃金体系(時給等の段階別に変化されるものを除く。)について定めている。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な規定を定めているか。(キャリアパス要件Ⅱ) エ 介護職員の職務内容等を踏まえ、賃金向上の目標及び計画を定め、賃金向上の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 オ 賃金向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(JT、OFF-JT等)を行うとともに、介護職員の能力向上を図っている。 カ 賃金向上のための支援(研修受講のための助給シフトの調整、休職の付与、異動・交差職、受講料等の援助等)を実施している。	はい・いいえ
				同上	はい・いいえ

自主点検調査(訪問介護)

介護報酬 加算	特定基準	基準の内容等(特等項目)	適否	確認事項	当日確認事項
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	あり・なし	ア 介護職員について、継続的に賃金の向上を図るための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 イ アの内容について、就業規則等の明確な規定を定めているか。(キャリアパス要件Ⅰ) エ 介護職員の職務内容等を踏まえ、賃金向上の目標及び計画を定め、賃金向上の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 オ 賃金向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(JT、OFF-JT等)を行うとともに、介護職員の能力向上を図っている。 カ 賃金向上のための支援(研修受講のための助給シフトの調整、休職の付与、異動・交差職、受講料等の援助等)を実施している。	はい・いいえ
				同上	はい・いいえ

